



# 監査報告書

2009年5月28日

学校法人フェリス女学院  
理事会 御中

学校法人フェリス女学院

監事 岡本 康英 

監事 大脇 順和 

私たち学校法人フェリス女学院の監事は、私立学校法第37条第3項及び寄附行為第16条の定めに基づき、2008年4月1日～2009年3月31日までの決算状況及び理事等の業務の執行を監査いたしました。その結果につき下記の通り報告いたします。

## 1. 監査の方法の概要

監事は、理事会及び評議員会その他重要な会議に出席するほか、理事等から事業の報告を聴取し重要な決裁書類等を閲覧し、設置されている学校において業務及び財産の状況を調査し、また、会計監査人から報告及び説明を受け計算書類につき検討を加えました。

## 2. 監査の結果

- (1) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、事業報告書、資金収支計算書（資金収支内訳表及び人件費内訳表を含む。）、消費収支計算書（消費収支内訳表を含む。）、貸借対照表（固定資産明細表・借入金明細表、基本金明細表を含む。）及び財産目録の記載と合致しているものと認めます。
- (2) 事業報告書、資金収支計算書（資金収支内訳表及び人件費内訳表を含む。）、消費収支計算書（消費収支内訳表を含む。）、貸借対照表（固定資産明細表・借入金明細表、基本金明細表を含む。）及び財産目録は、法令及び寄附行為に従い法人の財産及び資金・消費収支の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 理事等の業務の執行に関して、不正の行為がなく、かつ、法令及び寄附行為に違反する重大な事柄は認められません。

以上